

復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更について

1 復興特区制度の概要

復興特区制度

東日本大震災復興特別区域法に基づく計画を作成し国に認められた場合等に、規制・手続きの特例や税制、財政、金融上の特例を受けられる制度

復興推進計画

個別の規制、手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画

復興整備計画

土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例等を受けるための計画

復興交付金事業計画

著しい被害を受けた地域の復興のための交付金事業に関する計画

2 復興特区制度による土地利用基本計画の変更手続き

(1) 国土利用計画法による変更手続き（通常）

- ① 市町村長意見聴取
- ↓
- ② 国土交通省への国の関係行政機関との事前調整の依頼
- ↓
- ③ 県総合計画審議会審議
- ↓
- ④ 国土交通大臣協議、国土交通大臣による国の関係行政機関の長への協議
- ↓
- ⑤ 変更決定
- ↓
- ⑥ 変更要旨の公表

(2) 復興特区制度（東日本大震災復興特別区域法）による変更手続き（特例）

- ① 市町村と県が共同作成する復興整備計画に土地利用基本計画の変更に関する事項を記載
- ↓
- ② 復興整備協議会協議
 - ア 構成員
知事、市町村長他
 - イ 土地利用基本計画の変更に係る追加構成員
国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者、国土交通大臣
(※相馬市復興整備協議会では県総合計画審議会議長)
- ↓
- ③ 復興整備計画の公表（土地利用基本計画の変更がされたものとみなす）

3 復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更の概要

(1) 相馬森林地域（縮小）

ア 変更理由

相馬市における防災集団移転促進事業による宅地整備に伴い、森林ではなくなる見込みであり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

イ 変更経緯

① 相馬市尾浜字細田地内 森林地域縮小 2 h a

平成24年6月 7日 第1回相馬市復興整備協議会協議
(土地利用基本計画の変更等の協議)

平成24年6月12日 相馬市復興整備計画の公表
(土地利用基本計画の変更等のみなし)

② 相馬市新沼字刈敷田地内 森林地域縮小 3 h a

平成24年7月27日 第2回相馬市復興整備協議会協議
(土地利用基本計画の変更等の協議)

平成24年8月 3日 相馬市復興整備計画の公表
(土地利用基本計画の変更等のみなし)

変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	340,611	24.7%				340,611	24.7%
農業地域(b)	771,126	55.9%				771,126	55.9%
森林地域(c)	991,802	72.0%		5	△ 5	991,797	72.0%
自然公園地域(d)	182,033	13.2%				182,033	13.2%
自然保全地域(e)	4,892	0.4%				4,892	0.4%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,290,464	166.2%		5	△ 5	2,290,459	166.2%
白地地域	3,998	0.3%				3,998	0.3%
県土面積	1,378,276	100.0%				1,378,276	100.0%

注1: 県土面積は、平成23年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

【記載上の注意事項】

- 1) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
- 2) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
- 3) 「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
- 4) 「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
- 5) 「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「△」を付する(「縮小面積」欄の数字の前には「△」を付さない)。

変更区域説明図

整理番号①・② 相馬森林地域（縮小）

位置図



五地域の指定状況

① 相馬市尾浜字細田地内 森林地域縮小 2 h a

	都市	農業	森林	自然公園	自然保全
変更前 五地域	○	○	○		
変更前 細区分			民有林		

	都市	農業	森林	自然公園	自然保全
変更後 五地域	○	○			
変更後 細区分					

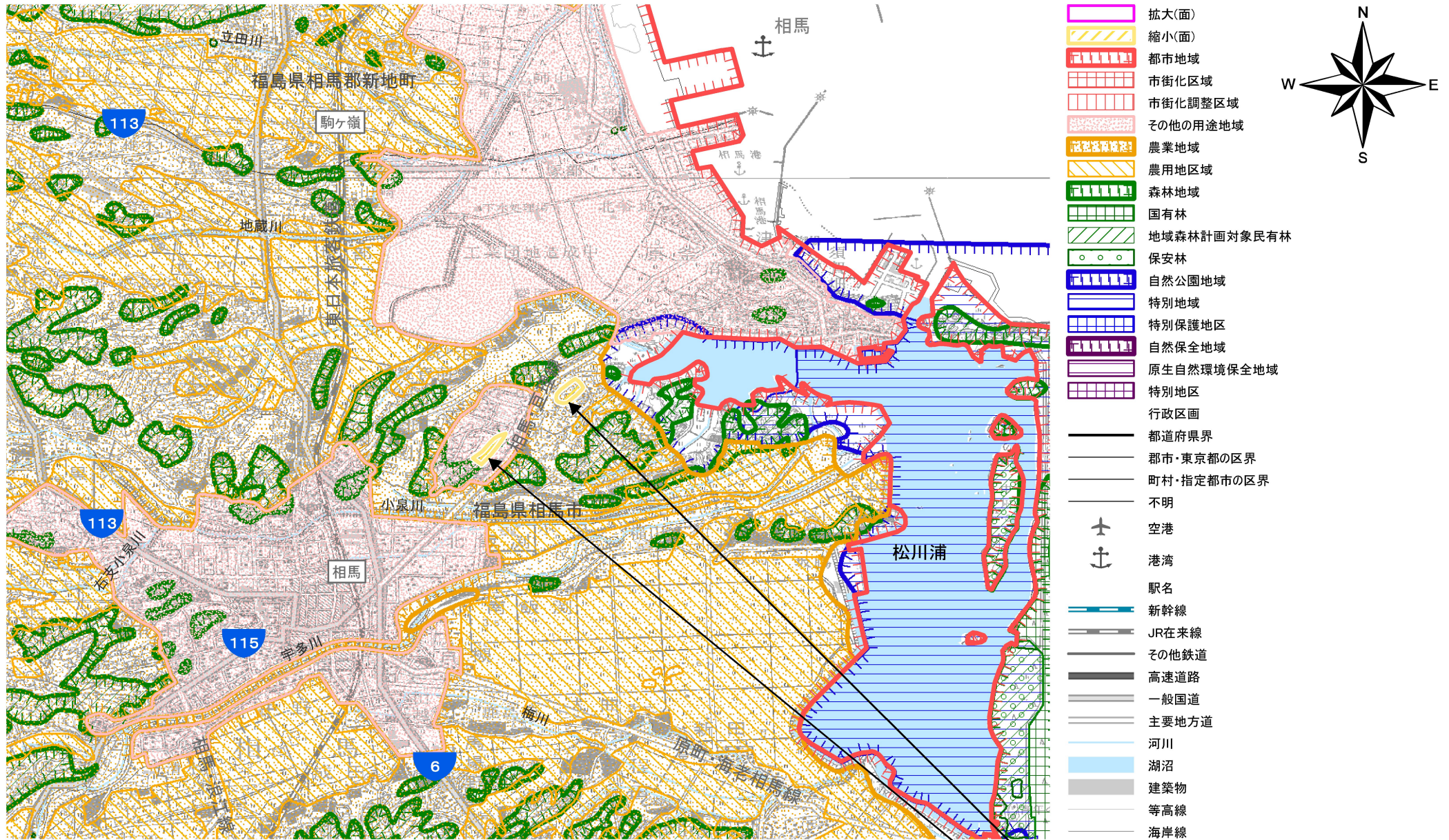
② 相馬市新沼字刈敷田地内 森林地域縮小 3 h a

	都市	農業	森林	自然公園	自然保全
変更前 五地域	○		○		
変更前 細区分	用途		民有林		

	都市	農業	森林	自然公園	自然保全
変更後 五地域	○				
変更後 細区分	用途				

変更区域図1・2 (基本計画図13-1)

(S=1:50,000)



1 相馬森林地域(縮) (13-1)

2 相馬森林地域(縮) (13-1)